

A 共通事項

Q 1 申請前に購入・設置・改修が完了している場合は対象となりますか

- ・対象となりません。(補助の対象可否や残りの予算額を確認する必要があるため、補助金の交付決定(申請後に市から通知される)後に着手するものが対象となりますのでご注意ください。)

Q 2 補助金額の上限20万円に達するまで、複数回申請することは可能ですか

- ・複数回の申請はできません。申請は1世帯1回限りとします。

Q 3 設置・改修工事はいつまでに終わらせればよいですか

- ・令和6年2月29日までに実績報告書が提出できるように設置・改修を完了してください。実績報告書は、申請いただいた事業(購入・設置・改修)の完了後に提出いただく書類です。なお、提出の際には、添付書類(領収書や写真等)が必要になります。

※期日までに実績報告書が提出されないと、補助金を交付できませんのでご注意ください。

Q 4 補助対象の改修工事と同時に、他の工事を実施します。どのように申請しますか

- ・改修工事のうち、補助対象の工事に関する費用とそれ以外の工事に関する費用を収支予算書に分けて記載してください。

Q 5 市内事業者による設置・施工が条件となっていますが、具体的にはどのような事業者ですか

- ・市内に主たる事業所(本店、本社)や支店・営業所がある法人、市内で事業を営む個人経営の電器店・工務店などです。

Q 6 国、県などの補助制度や、市の他の補助制度と同時に申請することができますか

- ・一つの項目に対して他の補助制度と同時に補助を申請することはできません。両方の制度とも補助の対象となっている場合は、どちらの補助制度を利用するか判断のうえ申請ください。なお、住宅改修等で異なる項目(種類)の改修がある場合には両方の補助制度を利用できる場合がありますので、一度ご相談ください。

Q7 店舗兼住宅（併用）の場合、どのような申請となりますか

- ・住居部分の設備更新や省エネ改修が対象となり、事業所部分は対象になりません。省エネ改修で建物を一体的に改修した場合は、要した費用を面積で案分して対象経費を算出するなどの計算をします。別に、事業者向けの「中小企業者省エネルギー設備更新等事業費補助金」を実施しています。そちらにも該当する場合がありますので、改修等の詳細について御相談ください。

Q8 二世帯住宅の場合、申請はどのように取り扱うのか

- ・申請は1世帯につき1回ですので、世帯ごとに申請できます。その際は、世帯ごとの対象経費から補助金を算出します（対象経費を合算しての申請は不可）。省エネ改修で建物を一体的に改修した場合は、面積に応じて案分して算出する場合がありますので、御相談ください。

Q9 所有する住宅を息子が省エネ改修します。振込先は息子にできますか

- ・この場合、息子さんが一住居（住宅）に居住する方の代表者となり、申請者（交付対象者）となります。多世帯住宅の場合をのぞき、一住居で複数の方の申請はできません。なお、交付申請時や実績報告書に添付する書類（見積書、領収書など）の宛名や補助金の振込口座名義は、申請者と一致させる必要があります。

Q10 誰を申請者としますか（申請者は誰になりますか）

- ・申請者は、設置・改修する住宅に居住し、島田市に住民登録している方になります。

Q11 取り替える設備について、中古品リース品は対象になりますか

- ・中古品、リース品は対象外となります。

Q12 設備（省エネ家電）の購入のみ又は施工（設置・据付等）のみの場合でも対象になりますか。

- ・市内事業者を通じての購入や施工であれば、どちらかのみでも対象となります。

B 家電の更新（取り替え）について

Q13 エアコンの更新のみでも対象となりますか

- ・対象となります。家電製品のみ、あるいは、住宅改修のみでも対象となります。また、対象家電製品の複数品目の組み合わせ、複数台数の設置も対象となります。ただしこの場合で言えば、エアコン購入費と設置費の合計が10万円以上（消費税込）である必要があります。

Q14 エアコン1台を廃棄して、冷蔵庫を1台購入する場合は対象となりますか

- ・対象となりません。同種の家電に更新することを前提としています。また、更新対象1台につき、1台の取り替えとさせていただきます（1対1の対応とします）。

Q15 現在、アパート（賃貸住宅）に住んでいます。高効率エアコンへの更新を予定していますが、対象となりますか

- ・アパートをはじめ、建物の所有者が申請者を含む居住者と異なる場合は、設備の更新・改修に関して所有者の承認が必要となります。なお、新たに設置するものや、追加で設置するものは対象となりません。

Q16 A店でエアコン、B店で冷蔵庫を購入した場合、どのように申請すればよいですか

- ・エアコン、冷蔵庫を合算して申請することになります。1世帯につき1回の申請に限られるため、別々に申請することはできません。

C 省エネ住宅改修について

Q17 申請受付（令和5年8月17日）開始前にもらった見積書で申請をしても補助対象になりますか

- ・住宅改修が補助対象となる内容であれば、申請受付開始以前にもらった見積書であっても補助の対象になります。（住宅改修の実施は交付決定後に限られます。）

Q18 外壁の断熱改修は対象となっているが、断熱塗装も対象になりますか

- ・外壁の断熱塗装は対象となりません。外壁材の変更や、断熱材の設置・更新を対象としています。

Q19 補助金交付要綱の別表に載っていない住宅の改修は対象外ですか

- ・別表へ記載している改修は代表的な例です。このほか、改修をすることにより省エネ化が認められるものは対象とします。この場合、交付申請の時に改修により期待できる省エネ効果などを具体的に記載していただきますので、施工業者に確認するなど事前準備をお願いします。

Q20 下水道へ接続し、節水型トイレの設置を検討しています。関連工事を含め対象となりますか。

- ・トイレの改修は対象となりません。給湯器の設置及び関連工事を除き、水まわり、水利用に関する施設設置・改修は対象外となります。

Q21 単に部屋を仕切る改修や、間取りを変更する改修は対象になりますか

- ・対象となりません。

Q22 車庫や倉庫、庭などへの設備設置は対象となりますか

- ・対象となりません。住宅であれば居住する建物本体、及び付属するものが対象となります。

Q23 改修工事に伴う廃材処分費用は対象になりますか

- ・補助対象工事に伴う部分は対象となります。

Q24 交付決定後に工事内容が変更になる場合、どのように取り扱いますか

- ・変更申請が必要となる場合がありますので、事前に商工課へご連絡ください。なお、工事内容の変更に伴い経費が増加する場合でも、補助金交付決定後の交付額の増額はできかねますので、交付申請前に工事内容を十分検討ください。

Q25 太陽光ソーラーシステムや家庭用燃料電池の設置・工事に要する経費は対象となりますか

- ・対象になりません。また、太陽光ソーラーパネルと家庭用蓄電池を同時に施工する場合には、島田市環境課（0547-36-7145）の「住宅用省エネルギー設備設置費補助金」がありますので参考ください。

Q26 スマートハウスやオフグリッドに関する整備費用は対象となりますか

- ・対象になりません。ただし、上記整備費用の中でも、既存設備を省エネ設備に更新する費用や省エネ住宅への改修に要した費用は補助の対象となります。